

川崎市病院局規程第 1 号

川崎市病院局衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局衛生管理規程の一部を改正する規程

川崎市病院局衛生管理規程（平成17年川崎市病院局規程第21号）の一部を次のように改正する。

第10条を削る。

第9条第1項中「病院」を「本庁及び病院」に改め、同条第4項中「衛生管理者」を「衛生管理者又は衛生推進者」に改め、同条第5項中「毎月1回病院内」を「毎月1回（省令第15条中括弧内の規定を満たすときは、少なくとも2月に1回）事業場内」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項を次のように改める。

管理者は、常時10人以上50人未満の職員が勤務する事業場に、第7条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る業務を担当させるため、衛生推進者を置く。

第8条第2項中「本庁」を「常時10人以上50人未満の職員が勤務する事業場」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条第2項中「病院内」を「事業場内」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項を次のように改める。

管理者は、職員の衛生管理を行なわせるため、常時50人以上の職員が勤務する事業場に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第7条第4号の規定に定める人数の衛生管理者を置く。

第5条第2項中「労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（総括安全衛生管理者等）

第5条 法第10条第1項の規定に基づき、常時1,000人以上の職員が勤

務する事業場に総括安全衛生管理者を置き、病院の長をもって充てる。

2 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を統括管理する。

第12条中「病院」を「本庁及び病院」に改める。

第14条第2項第1号中「病院の長」を「当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。